

ささえあいプランとやま

# 地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

社会福祉法人 富山市社会福祉協議会

## はじめに

わが国は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、福祉分野に限らず労働力不足が広がっています。

また、単身高齢者の割合が増加し、身寄りのない高齢者を支える仕組みづくりなどが課題になっています。さらに、人口減少が著しい地域が広がるなか、持続可能な地域づくりが求められるとともに、自治会・町内会等、地縁を基盤とする組織についても、担い手不足が課題となっています。

そのような中、生活困窮者自立支援制度や生活支援体制整備事業、成年後見制度利用促進体制整備、重層的支援体制整備事業など、地域福祉の施策化が進んでいます。平成29年社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築を図ることが自治体の努力義務として規定されました。

こうした状況を踏まえ、富山市では、高齢者、障害者、子どもなど対象者別個別計画との整合や連携を図るとともに、新たに重層的な支援体制の整備に関する視点を取り入れた「地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進していくための取り組みの方向性や基本的な考え方が示されたところです。

富山市社会福祉協議会では、富山市が策定した「地域福祉計画」と相互に連携を図る「第4次地域福祉活動計画」（令和7年度から令和11年度）として、地域（住民）の主体形成や組織化を図るための行動計画を策定しました。

この計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、計画策定委員の皆様には心から御礼申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 富山市社会福祉協議会  
会 長 高 城 繁



# 目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の背景	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
第2章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	4
2	共通する重要な視点	5
3	基本目標	6
4	計画の体系	8
第3章	計画の展開	
	基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり	14
	基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり	18
	基本目標Ⅲ 安心して自分らしく暮らせる地域づくり	27
第4章	計画の推進に向けて	
1	推進体制	39
2	計画の周知・普及	40
資料編		
1	地域福祉懇談会における意見や要望について	41
2	富山市指標	43
3	計画策定の経過	44
4	地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	45
5	地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	46
6	用語解説	47



## 1 計画策定の背景

本会においては、平成22（2010）年3月に、誰もが安心してともに暮らせるまちをめざして、地域福祉活動計画（「ささえあいプランとやま」）を策定し、「ささえあいの仕組みづくり」、「新しい福祉のまちの創造」、「適切なサービスの利用」の3つの基本目標を掲げ、富山市が策定する「富山市地域福祉計画」と連携を図り、地域福祉施策を展開してきました。

令和2（2020）年3月には、新たに5年を1期とした地域福祉活動計画（以下「前計画」といいます。）を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざし、協働して支え合う仕組みの構築に向け、各種施策を推進してきました。

こうした中においても、人口減少・高齢化社会の進展などにより、地域社会においては様々な問題が生じています。家族や近所の関係の希薄化、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加と孤立化、介護や育児などによる家族の負担増などの複雑化・複合化した問題、ひきこもりやヤングケアラーなどの制度の狭間にある問題の顕在化、高齢者や子どもへの虐待の危険性の増大、再犯者率の高止まり、障害のある人への差別の解消と合理的配慮の提供などへの対応が課題となっています。

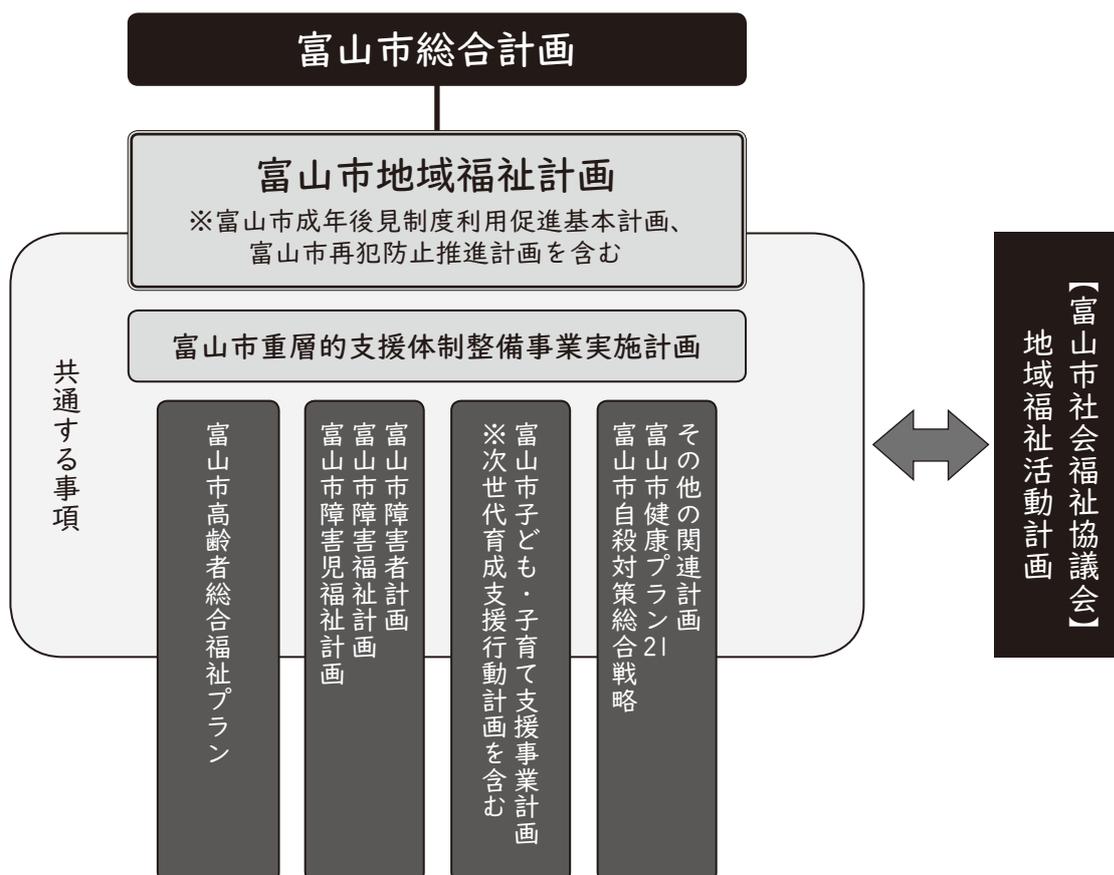
こうした地域社会における様々な問題に対応するため、包括的な支援体制を目指し、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、富山市では、令和4（2022）年度から開始されています。

以上のような経過を踏まえ、令和7（2025）年度から5年間の新たな地域福祉活動計画（「ささえあいプランとやま」）を策定し、富山市地域福祉計画と連携を図りながら、引き続き、地域福祉施策を計画的に推進していきます。

## 2 計画の性格

### (1) 計画の位置づけ

富山市では、富山市総合計画を上位計画とし、重層的支援体制整備事業実施計画をはじめ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画などの福祉分野の計画と整合や連携を図り、共通して取り組むべき福祉施策を中心に示し、地域福祉推進の総合的な計画である「富山市地域福祉計画」（令和6年度～令和10年度）が策定されました。富山市社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画」は、市の地域福祉計画と内容を一部共有させ、その理念や仕組みを盛り込んで、地域（住民）の主体形成や組織化を具体的に進めていくための行動計画としています。



## (2) SDGsの推進

富山市では、「SDGs未来都市」として、様々な行政計画にSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰一人取り残さないまちづくりを推進しています。SDGsは、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

この計画は、このうち、福祉分野に関するすべての課題の解決に資するものです。



## 3 計画の期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。今後の社会情勢の変化により、新たな取組みが必要になった時には、期間内であっても必要に応じて見直します。

## 1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して  
暮らし続けられるまちをめざして

前計画においては、基本的な理念として「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を掲げ、地域共生社会の実現に向けて地域福祉施策を計画的に推進してきました。この間も、人口減少・高齢化社会は進展し、住民同士の関係性が希薄化する中、新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式への転換が求められるなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑化・複合化しています。

こうした中、国が示した「地域共生社会」の枠組みでは、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを進めるとしています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって、連携・協働し、地域生活課題の解決のための活動を展開していくことが求められています。

したがって、この計画においても、前計画の基本理念を継承し、地域福祉施策の一層の推進を図ることにより、地域共生社会の実現を図っていきます。

## 2 共通する重要な視点

基本理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」の実現に向けては、次の3つの重要な視点から、様々な地域福祉施策を展開します。

### 視点1 地域共生社会の実現に向けたインクルージョンの理念の浸透

---

インクルージョンとは、あらゆる人を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念であり、地域共生社会の実現のために欠かせない理念です。とりわけ、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解し、社会全体で地域住民とともに一緒に取り組むことにより、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面においてインクルージョンの理念を浸透させ、基本理念の実現を図ります。

### 視点2 地域福祉を支える人とネットワークの確保

---

人口減少・高齢化社会の進展に伴い、地域福祉を支える人材が不足するとともに、活動団体同士や住民同士の関係性が希薄化していることが、地域福祉の推進にあたり大きな課題の一つとなっています。社会環境が変化しても、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において互いを尊重し、助け合い、支え合う関係性を再構築し、地域福祉に関係する人口を拡大することにより、基本理念の実現を図ります。

### 視点3 支援を必要とする人に寄り添う地域づくりの進展

---

支援を必要とする人に合ったサービスが適切に選択できるような情報提供や相談支援は、地域福祉を推進するための重要な要素です。情報提供や相談支援、サービスの量、質の低下により、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、利用者の視点に立った利用者本位の福祉サービスを提供できるような体制を確保することにより、基本理念の実現を図ります。

### 3 基本目標

#### I 地域共生社会に向けた人づくり

地域共生社会の実現に向け、支え合い等の重要性の認識や互いを尊重し合うことのできる関係性を高めていくことを、性、年齢、障害の有無等を問わず、社会復帰をめざす人を含め、誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。地域住民の意識や関係性が高まることにより、地域福祉活動やボランティア活動にかかわる人口が拡大し、今とこれからを担う人材が育まれることが期待されます。そのように、地域共生社会に向けた人づくりに連携・協働して取り組んでいきます。

##### 《施策の方向》

- 1 ともに支え合う意識づくりや尊重し合う関係づくり
- 2 地域福祉を担う人づくり

#### II 地域福祉がいきづく体制づくり

地域住民の意識や関係性の高まりを、見守りなどの支え合い活動や各福祉分野における個別の地域づくり活動等につなげて拡大を図るとともに、各種団体や企業、学校等との連携により、様々な活動が生かされるネットワークづくりや活動の場の確保を進めていきます。ここでは、様々な課題が生じると考えられます。身近な相談のほか、専門的な相談にも対応できるように、包括的な相談支援に努めるとともに、誰一人取り残されることのないよう寄り添う支援に取り組んでいきます。

##### 《施策の方向》

- 1 支え合う地域づくり
- 2 寄り添い支える体制づくり
- 3 地域福祉の場づくり

#### III 安心して自分らしく暮らせる地域づくり

支援を必要とする人の中には、地域福祉活動に加えて福祉サービスを利用することにより、住み慣れた地域で暮らすことのできる人もいます。支援を必要とする場合、または、今後必要となった場合、誰もが安心して暮らし続けられるよう、様々な制度やサービスの情報提供や相談支援に努めるとともに、福祉サービスの量の確保と質の向上を図ります。

また、性、年齢、障害の有無等にかかわらず、その有する能力に応じて自立し、安心して暮らすことができるよう権利擁護や成年後見制度の利用促進体制を整備するとともに、多様性を認め合い、同じ地域に暮らす一人として地域とつながる支援に取り組んでいきます。

##### 《施策の方向》

- 1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり
- 2 人にやさしいまちづくり

基本理念	基本目標	施策の方向	施策
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして	<p>「基本目標Ⅰ」 地域共生社会に向けた人づくり</p> 	<p>1 ともに支え合う意識づくりや尊重し合う関係づくり</p>	<p>1 啓発活動の推進 2 福祉教育の推進</p>
	<p>「基本目標Ⅱ」 地域福祉がいきづく体制づくり</p> 	<p>1 支え合う地域づくり</p>	<p>1 コミュニティの醸成 2 見守り、問題発見体制の充実 3 各種団体の活動支援 4 学校、企業との連携 5 災害に備えた対策の推進</p>
	<p>「基本目標Ⅲ」 安心して自分らしく暮らせる地域づくり</p> 	<p>1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり</p>	<p>1 情報アクセシビリティの向上 2 福祉サービス事業の充実 3 権利の擁護 4 成年後見制度の利用促進</p>
		<p>2 人にやさしいまちづくり</p>	<p>1 ユニバーサルデザインの推進 2 安心して暮らせる住まいの確保 3 スマートシティ政策の推進</p>

## 4 計画の体系

### 基本目標 I

# 地域共生社会に向けた人づくり

## 施策の方向1 ともに支え合う意識づくりや尊重し合う関係づくり

### 施策1 啓発活動の推進

- ① 地域福祉の情報発信 **重点** 広報活動普及事業  
(地域福祉の啓発)
- ② 出前講座の充実 **重点** 福祉の講師派遣事業
- ③ 福祉意識の醸成・啓発イベントの開催 ふれあいフェスタ開催事業  
福祉フェスティバル開催事業

### 施策2 福祉教育の推進

- ① 学校における福祉教育の推進 **重点** 福祉の講師派遣事業  
(学校向け)

## 施策の方向2 地域福祉を担う人づくり

### 施策1 地域福祉の担い手支援

- ① 地域を支えるボランティアの拡充 生活支援ボランティア派遣事業  
(ささえサン)
- ② 小学校区等を単位としたネットワークづくり 地域ぐるみ福祉活動推進事業  
(活動調整連絡会の開催事業)

### 施策2 ボランティア活動の推進

- ① ボランティア情報の発信 **重点** 広報活動普及事業  
(ボランティア)
- ② ボランティアの育成と支援 ボランティア講座開催事業
- ③ 地域活動団体との協働 地区社協支援事業  
(地区社協事業助成金)  
地区担当制の推進
- ④ 富山市ボランティアセンターの充実 **重点** ボランティアセンター運営事業

### 施策3 新たな担い手の発掘・育成

- ① 新たな担い手の発掘と育成 地域ぐるみ福祉活動推進事業  
(福祉人材発掘・養成事業)  
長寿ふれあいセンター運営事業

## 基本目標Ⅱ

# 地域福祉がいきづく体制づくり

### 施策の方向1 支え合う地域づくり

#### 施策1 コミュニティの醸成

- ① 地域の福祉課題の共有 ————— 地域福祉懇談会開催事業
- ② 地域での交流促進 —————
  - 地域福祉活動活性化事業  
(世代間交流活動)
  - 福祉機材貸出事業  
(地域交流用機材の貸出)

#### 施策2 見守り、問題発見体制の充実

- ① 福祉推進員の充実 ————— 地域福祉活動活性化事業  
(福祉推進員の設置)
- ② 見守りネットワークの強化 —————
  - 地域ぐるみ福祉活動推進事業  
(要援護者等とのふれあい活動)
  - 地域ぐるみ福祉活動推進事業  
(他組織との連携による地域福祉活動)
  - 重点** 地域総合福祉推進事業  
(ケアネット事業)
- ③ 地域福祉に関する情報の共有 —————
  - 地域福祉活動活性化事業  
(小地域ささえあい活動)
  - 地域福祉活動活性化事業  
(地域の基盤強化事業)

#### 施策3 各種団体の活動支援

- ① 民生委員児童委員協議会との連携 ————— 団体事務  
(富山市民生委員児童委員協議会)
- ② NPO法人、社会福祉法人等との連携 ————— 団体事務  
(富山市社会福祉法人連絡協議会)
- ③ ボランティア団体等への活動費の助成 ————— 社会福祉活動助成事業
- ④ 寄附文化の醸成 ————— 愛と誠銀行運営事業
- ⑤ 共同募金の活用 —————
  - 地域歳末たすけあい配分金事業
  - 団体事務  
(富山市共同募金委員会)



- ④ 障害のある人の地域生活への支援
  - 音訳サービス事業
  - 共同作業所運営事業
  - 福祉バス運営事業
  - ボランティア講座開催事業  
(手話、音訳、点訳講座)
- ⑤ 生活困窮者支援の推進
  - 重点** 生活困窮者自立支援事業  
(自立相談支援機関)
- ⑥ 福祉関係施設と地域住民との交流
  - 地域福祉活動活性化事業  
(障害者福祉推進事業)

### 施策の方向3 地域福祉の場づくり

#### 施策1 地域福祉活動拠点の整備

- ① 地域福祉活動の場づくり
  - 重点** 生活支援体制整備事業
- ② ボランティアの交流、情報交換の場づくり
  - ボランティア交流会開催事業
- ③ 地域福祉の拠点づくり
  - 地域食堂等支援事業

#### 施策2 公共的施設の有効活用

- ① 総合社会福祉センターなど公共的施設の有効活用
  - 総合社会福祉センター運営事業
  - 婦中社会福祉センター運営事業

## 基本目標Ⅲ

# 安心して自分らしく暮らせる地域づくり

### 施策の方向1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり

#### 施策1 情報アクセシビリティの向上

- ① 支援を必要とする人への情報発信やサービス利用に結びついていない人への対応 **重点** 広報活動普及事業  
(福祉サービスの情報発信)
- ② 支援者等への情報提供 **重点** 福祉の講師派遣事業  
(支援者向け)

#### 施策2 福祉サービス事業の充実

- ① 指定管理者制度の活用 大沢野高齢者いきがい工房事業
- ② 福祉サービスの質の確保 高齢者移送サービス事業  
お買物バス事業  
介護認定調査事務事業  
福祉機材貸出事業  
(介護用具の貸出)  
福祉用具サポート事業

#### 施策3 権利の擁護

- ① 日常生活自立支援事業の推進 日常生活自立支援事業

#### 施策4 成年後見制度の利用促進

- ① 成年後見制度や権利擁護支援に関する理解・啓発の推進 **重点** 福祉後見サポート事業  
(中核機関の機能)
- ② 本人と成年後見人等の支援環境や体制の充実 **重点** 福祉後見サポート事業  
(受任者調整会議の開催と後見人等の支援)
- ③ 市民後見人の活躍推進 **重点** 福祉後見サポート事業  
(市民後見人の育成と充実)

## 施策の方向2 人にやさしいまちづくり

### 施策1 ユニバーサルデザインの推進

① 心のバリアフリーの推進

**重点**

福祉の講師派遣事業  
(住民向け)

### 施策2 安心して暮らせる住まいの確保

① 住まいに課題を抱える人への横断的な支援

**重点**

生活困窮者自立支援事業  
(住居確保給付金)

### 施策3 スマートシティ政策の推進

① デジタル格差の解消

わくわくスマホ教室

ボランティア講座開催事業  
(IT支援ボランティア養成講座)

基本目標 I

地域共生社会に向けた人づくり



施策の方向 1 ともに支え合う意識づくりや尊重し合う関係づくり

〈めざす方向〉

地域共生社会の実現に向け、地域福祉の考え方の浸透や支え合い等の意識と互いに個性を認め合い、人権を尊重する関係性の向上をめざしていきます。そのため、地域福祉に関する情報の効果的な発信に努めるとともに、関係団体と連携して地域福祉への関心や意識を高める啓発活動を展開していきます。とりわけ、若年層への関心や意識を高めるため、地域福祉等に関する福祉教育の充実に取り組みます。

施策 I 啓発活動の推進

① 地域福祉の情報発信

誰一人取り残さないまちづくりを進めるため、ともに支え合う意識づくりについて啓発し、障害の有無等を問わず、すべての住民を意識した情報発信に努めます。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 広報活動普及事業 (地域福祉の啓発)	ホームページやSNS、市広報とやま、マスメディア、パンフレットを活用し、地域福祉活動やボランティアに関する情報などを掲載して市民に情報を発信します。 (32ページ 図1参照)

② 出前講座の充実

高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援、ボランティアなど、様々な福祉に関する講座の内容の充実と周知に努めることにより、利用を促進し、地域住民の福祉への関心を高めていきます。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 福祉の講師派遣事業	福祉への理解や関心を深めてもらうことを目的に、地域の各種団体、企業等へ、障害者団体やボランティア団体、社協職員などを講師として派遣します。 (33ページ 図2参照)

## ③ 福祉意識の醸成・啓発イベントの開催

地域住民の福祉への関心を高め、福祉意識を醸成していくことを目的に、ボランティアや福祉団体、NPO法人などと協力して、福祉に関する啓発イベントを開催します。

実施事業	事業概要
ふれあいフェスタ 開催事業	福祉団体やボランティア等の協力を得て、活動紹介、模擬店などを実施し、障害のある人への理解、福祉活動やボランティア活動を啓発します。
福祉フェスティバル 開催事業	社会福祉に対する意識の高揚を図るため、功労者表彰や記念講演等を開催します。

## 施策2 福祉教育の推進

## ① 学校における福祉教育の推進

小学校、中学校等において、福祉やボランティアに対する児童生徒の関心や理解を深めるため、ボランティア、福祉団体、障害者団体等と連携し、福祉教育の推進に取り組みます。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 福祉の講師派遣事業 (学校向け)	福祉への理解や関心を深めてもらうことを目的に、市内の学校へ、障害者団体やボランティア団体、社協職員などを講師として派遣します。 (33ページ 図2参照)

## 施策の方向2 地域福祉活動を担う人づくり

### 〈めざす方向〉

地域共生社会の実現に向け、誰もが主体的に地域福祉活動に取り組むことができる環境の構築をめざしていきます。そのため、ボランティア情報の効果的な発信に努めるとともに、自治振興会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域活動団体による活動の促進を図ります。

また、自らが地域の担い手であるという意識を住民一人ひとりが持てるよう、様々な機会を通じて地域福祉活動等への参加を促進します。

### 施策1 地域福祉の担い手支援

#### ① 地域を支えるボランティアの拡充

地域には福祉推進員や高齢福祉推進員などの多くのボランティアが活動しており、民生委員や自治会などと協力しながら、地域の福祉課題の発見、解決に向けた役割を担っています。地域の支え合い活動に対する支援や体制の充実に努めます。

実施事業	事業概要
生活支援ボランティア派遣事業 (ささえサン)	ちょっとした困りごとのある高齢者世帯等に対して、地域の福祉関係団体と連携し高齢者パワーも活用しながらボランティアの協力を得て、地域づくりを進めます。

#### ② 小学校区等を単位としたネットワークづくり

地区の社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会が中心となり、小学校区をはじめ、中学校区・地域包括支援センター担当区域、保健福祉センター担当区域の圏域ごとのネットワークづくりに取り組みます。

実施事業	事業概要
地域ぐるみ福祉活動推進事業 (活動調整連絡会の開催事業)	地区社会福祉協議会が中心となって、福祉課題についての連絡調整や情報交換等の調整連絡会を開催します。

### 施策2 ボランティア活動の推進

#### ① ボランティア情報の発信

市の広報紙「広報とやま」や富山市ボランティアセンターの情報紙「ボランティア情報」等を通じてボランティア活動に関する情報を発信します。また、ホームページやSNSなどを活用し、誰もが必要なときにボランティアに関する情報を得られるように努めます。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 広報活動普及事業 (ボランティア)	ボランティア活動の活性化を図るためにボランティアに関する情報を発信します。 (32ページ 図1参照)

## ② ボランティアの育成と支援

ボランティア育成のため、ボランティア養成講座を開催します。また、ボランティア活動が広まり、多くの市民の参加が得られるよう支援していきます。

実施事業	事業概要
ボランティア講座 開催事業	幅広いボランティアを養成するため、ニーズや時代に応じたボランティアに関する講座を開催します。

## ③ 地域活動団体との協働

自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの地域活動団体は、地域福祉活動において大きな役割を果たしています。地域活動団体の円滑な活動に資する環境づくりや必要な支援に取り組みます。

実施事業	事業概要
地区社協支援事業 (地区社協事業助成金)	地区社会福祉協議会の活動基盤を強化するため、活動費の助成や手引きを作成して、活動を支援します。
地区担当制の推進	本会の職員を地区担当職員として位置づけ、職員が積極的に地域へ出向き、地域住民とともに小地域での福祉活動を進めるための体制づくりを支援します。

## ④ 富山市ボランティアセンターの充実

ボランティアに関する相談に円滑に対応できるよう、ニーズの把握や企業、社会福祉施設、NPO法人等の関係団体との関係づくりに努めるとともに、地区社会福祉協議会と連携して校下や町内単位でのボランティア普及・啓発活動に取り組みます。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> ボランティアセンター 運営事業	ボランティア活動への住民参加を広く呼びかけるとともに、その活動を推進するためさまざまな支援を行います。 (34ページ 図3参照)

**施策3** 新たな担い手の発掘・育成

## ① 新たな担い手の発掘と育成

高齢者や若者のほか、子育てや介護の経験を生かすことが期待される人も地域福祉の担い手としてその力を発揮できる機会の創出に努めます。

実施事業	事業概要
地域ぐるみ福祉活動 推進事業 (福祉人材発掘・養成事業)	活動実践者や協力者などの地区内に居住する福祉人材リストの作成、各種研修事業の実施・参加などを行います。
長寿ふれあいセンター 運営事業	市内の60歳以上の方を対象に、仲良く歩こう講座等の開催、同好会の活動支援、高齢者のいきがいに関する情報提供を行います。

## 基本目標Ⅱ

# 地域福祉がいきづく体制づくり



### 施策の方向1 支え合う地域づくり

#### 〈めざす方向〉

地域住民の福祉意識や関係性の高まりが、地域福祉の活性化につながることから、地域住民が地域の課題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるような体制づくりを支援し、住民自らが交流の場を創出できるように努めます。また同時に身近な地域での見守り、声かけ等の充実を図り、問題の早期発見、予防、解決できる体制づくりを推進します。

#### 施策1 コミュニティの醸成

##### ① 地域の福祉課題の共有

地区の社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、ボランティアが中心となり、地域の福祉課題等について共有して解決を図ります。

実施事業	事業概要
地域福祉懇談会開催事業	地区社会福祉協議会の役員などを対象に、地域福祉活動の情報交換や交流などを目的に、市内11ブロックで実施します。

##### ② 地域での交流促進

地域の連帯意識が希薄化する中であって、昔ながらの近隣の助け合いを求めることが難しくなっていることから、身近な地域での居場所づくりや幅広い世代の交流を促進するとともに、地域のイベントなどさまざまな機会を活用し、交流の機会をつくります。

実施事業	事業概要
地域福祉活動活性化事業 (世代間交流活動)	地域において世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的に開催する事業を支援します。
福祉機材貸出事業 (地域交流用機材の貸出)	地域での福祉活動やボランティア活動を側面的に支援するため、レクリエーション等で活用する資機材を貸し出します。

## 施策2 見守り、問題発見体制の充実

### ① 福祉推進員の充実

地域での支え合い活動を推進するため、地域の担い手である福祉推進員の設置について関係機関などに呼びかけ、その役割を周知し、人材確保に努めます。

実施事業	事業概要
地域福祉活動活性化事業 (福祉推進員の設置)	地区社会福祉協議会が設置する福祉推進員の活動を支援します。

### ② 見守りネットワークの強化

地域の関係者や関係団体・関係機関が相互に連携を図りながら、支援の目的に合わせたネットワークづくりを推進し、地域の見守り体制の強化を図ります。

実施事業	事業概要
地域ぐるみ福祉活動推進事業 (要援護者等とのふれあい活動)	要援護者と地域住民とのふれあい活動（高齢者との集い、伝統芸能の伝承、歩こう会、福祉施設訪問など）を開催する活動を支援します。
(他組織との連携による地域福祉活動)	自治会、婦人会、青年団、商工会、農業協同組合、老人クラブ、障害者団体、子育て支援センター、地域包括支援センターなど他組織との連携を図った活動を支援します。
<b>重点</b> 地域総合福祉推進事業 (ケアネット事業)	要援護者・世帯を対象に、地域住民同士による見守りや声かけなどの安否確認、ゴミ出し等の軽易な生活支援活動等を支援します。(35ページ 図4参照)

### ③ 地域福祉に関する情報の共有

地域生活で困難を抱え、支援を必要とする人を支える生活圏域におけるネットワークづくりを進めるため、プライバシーの保護に十分配慮しながら、情報の共有を図ります。

実施事業	事業概要
地域福祉活動活性化事業 (小地域ささえあい活動)	地区社会福祉協議会が実施する、住民・当事者の地域ニーズ・福祉課題を把握するための、住民アンケートや座談会などを支援します。
(地域の基盤強化事業)	地区社会福祉協議会が実施する、住民支え合いマップ等の作成、緊急連絡カードの作成やいのちのバトン事業を支援します。

**施策3 各種団体の活動支援**

① 民生委員児童委員協議会との連携

民生委員（主任児童委員を含む）の組織力強化のため、富山市民生委員児童委員協議会への支援に努め、情報交換や連携を強化していきます。

実施事業	事業概要
団体事務 (富山市民生委員児童委員協議会)	地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員及び主任児童委員活動を支援するため、団体の事務を担います。

② NPO法人、社会福祉法人等との連携

NPO法人、社会福祉法人等と情報を共有しつつ、地域に必要な福祉サービスの充実を図るため、団体活動を支援します。

実施事業	事業概要
団体事務 (富山市社会福祉法人連絡協議会)	市内の社会福祉法人が、相互に情報交換したり、連携・協働するために組織する団体の事務を担います。

③ ボランティア団体等への活動費の助成

ボランティア団体や福祉団体等に対して、活動に要する経費を助成することにより地域福祉活動の取り組みが進むよう支援します。

実施事業	事業概要
社会福祉活動助成事業	市内の法人格（NPO法人は除く）を有しない団体等が行う、社会福祉を目的とする活動に助成します。

④ 寄附文化の醸成

社会福祉法人やNPO法人などの取り組みや地域住民等による主体的な地域課題の解決には、公的財源だけではなく、様々な種類の寄附金が重要な財源となっていることから、寄附を通じた社会貢献についての理解を深めるための啓発を行い、寄附文化の醸成を図ります。

実施事業	事業概要
愛と誠銀行運営事業	個人、法人、団体等からの寄付の受付窓口となり、社会福祉施設、福祉団体等に届ける橋渡しを行います。

⑤ 共同募金の活用

共同募金は、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんのまちをよくするしくみ」として取り組みます。地域課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築し、誰もが支え、支えられる地域づくりに取り組みます。

実施事業	事業概要
地域歳末たすけあい配分金事業	地域歳末たすけあい運動を通して、地区社会福祉協議会や福祉団体に活動費を助成します。
団体事務 (富山市共同募金委員会)	地域で共同募金運動を円滑に進めるため、募金運動に関する事務を担うとともに、配分委員会を設置します。

#### 施策4 学校、企業との連携

##### ① 学校との連携

小学校、中学校等において、学校と地域が協力して福祉教育を進めるとともに、市内の高校、大学、短期大学、専修学校等の学生に対して、ボランティア活動への参加を働きかけます。

実施事業	事業概要
サマーボランティア体験事業	高校生以上の市民及び市内に通学、通勤している方を対象に、夏休みや夏季休暇を利用して、社会福祉施設でのボランティア活動を体験する機会を提供します。

##### ② 企業との連携

企業等が社会貢献活動を進めるための情報提供を行い、企業等と連携した取り組みを進め、地域福祉活動やボランティア活動を推進します。

実施事業	事業概要
生活支援ボランティア派遣事業 (おらっちゃん雪かき隊)	自力で除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等に対し、除雪ボランティアを派遣して、玄関先から生活道路までの安全を確保します。
除排雪ボランティア派遣事業	屋根雪下ろしができない要支援世帯等が安心して生活できるように、企業の協力を得て、屋根雪下ろしをボランティアで行います。
建具修理ボランティア派遣事業	ひとり暮らし高齢者で建具修理に困っている世帯に対し、企業の協力を得て、建具修理を行います。

#### 施策5 災害に備えた対策の推進

##### ① 地域防災力の向上

災害の発生に備え、地域の防災意識を高めるとともに、地域住民に対する広報や研修、訓練の機会を提供します。

実施事業	事業概要
富山市災害ボランティアネットワーク会議への参画	「富山市災害ボランティアネットワーク会議」に参画し、関係機関と連携しながら、災害時の災害ボランティア本部の設置・運営や、平常時における顔の見える関係づくり（研修や情報交換など）を行います。
ボランティア講座開催事業 (災害支援ボランティア講座)	個人による災害事象への対応ができる能力の修得とボランティアによる組織活動を理解するための講座を開催します。

## 施策の方向2 寄り添い支える体制づくり

### 〈めざす方向〉

地域の複雑化・複合化したニーズに対応するため、介護、障害、子ども、更生保護、生活困窮の各分野で実施している既存の相談支援などの取り組みを生かしつつ、包括的に寄り添い支える体制づくりを進めていきます。

そのため、富山市が進める重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱として、これらの支援を一層効果的に実施するために、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」と一体的に取り組みます。

このほか、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、市と連携しながら地域社会、企業など様々な場で、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する取り組みを進めます。

### 施策1 包括的な相談支援の推進

#### ① 寄り添い支える相談体制

相談においては、本人・世帯の属性にかかわらず、すべての相談ごとを包括的に受け止め、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対しては多機関との協働による支援につなぎ、連携を図りながら対応します。

実施事業	事業概要
総合相談窓口の設置	経済的な問題のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題などの相談をワンストップで受け止め、自立に向けて寄り添いながら支援を行います。
心配ごと相談事業	民生委員や経験豊かな相談員が、各地区で市民の悩みごと相談に応じます。
生活福祉資金貸付事業	失業等により日常生活全般に困難を抱えている人、低所得者世帯等に対し、継続的な相談支援と必要な資金の貸付を行い、自立の促進が図られるよう支援します。
緊急支援事業	生活困窮者等で、緊急的な支援が必要な方に対し食料品等の提供を行います。
フードパントリー事業	生活の維持が困難な世帯に対し、寄附で寄せられた食料品等の配布や専門職に相談できる場を提供し、生活の不安が軽減されるよう支援します。

## 施策2 地域づくり活動の推進

### ① 地域ぐるみの子育て支援

こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもや子育てにやさしい取組みの輪が広がるよう、社会全体で子どもや子育てを応援する気運の醸成に取り組みます。

実施事業	事業概要
子育て応援事業	地域全体で子育て世代を見守り、思いやりの心を育むための取組みが促進されるよう、子育て支援に関するフォーラムを開催し、理解・啓発を進めます。
地域福祉活動活性化事業 (児童福祉推進事業)	地区社会福祉協議会が実施する子育てサロンや親子ふれあい教室の開催、子ども食堂の運営などを支援します。

### ② ふれあいいきいきサロン等の拡充

一人暮らしの高齢者等の孤立感の解消などを目的とし、身近な公民館などにおいて、楽しく時間を過ごすふれあいいきいきサロンや各校下の給食ボランティア等が調理した食事を、会食等により提供するいきいきクラブの活動を通じて、介護予防・生きがいづくりの場としての拡充を図ります。また、高齢者だけでなく、子どもや障害のある人なども気軽に集える場づくりに取り組みます。

実施事業	事業概要
ふれあいサロン普及事業	サロンの運営ボランティアを対象に、サロンで活用できるメニューに関する研修会や情報交換の場を提供します。
いきいきクラブ事業	ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者に対し、公民館等において給食ボランティアが調理した手作りの食事を提供することにより、孤独感の解消と栄養改善を行います。

### ③ 介護予防推進体制の強化

「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進することとし、住民にとって身近な存在である老人クラブ等による声かけや誘い出し機能を強化します。

実施事業	事業概要
団体事務 (富山市老人クラブ連合会)	高齢者福祉の増進のため、「健康」、「友愛」、「奉仕」の活動に取り組む団体の事務を担います。

④ 障害のある人の地域生活への支援

障害があっても、地域社会の一員として生きがいや社会的役割を持ち、安心して自分らしい生活を営むことができるよう、情報提供や社会参加及び意思疎通の支援を行います。

実施事業	事業概要
音訳サービス事業	視覚障害者の方に、市の広報、天声人語、声のライブラリーを録音したCDを発送します。
共同作業所運営事業	義務教育年齢を過ぎた障害のある人を対象に、籐細工・ちりめん小物やガラスの2次加工品等を製作する作業所を運営します。
福祉バス運行事業	障害者団体、障害者福祉施設等の方々の研修会、レクリエーション等、社会参加活動を促進するために福祉バスを運行します。
ボランティア講座開催事業 (手話、音訳、点訳講座)	視覚、聴覚障害者の障害の理解と社会参加を促進するため、手話・音訳・点訳のボランティアを養成する講座を開催します。

⑤ 生活困窮者支援の推進

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者や複雑な問題を抱えて社会的に孤立した人などに対し、社会的・経済的な自立と生活向上を支援するほか、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークづくりを行います。

また、矯正施設・保護観察所や社会復帰を支援する相談窓口などの関係機関と連携し、適切な情報提供を行い、地域で生活をおくることができるよう支援します。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援機関)	生活困窮者の自立に向け、「自立相談支援」「住居確保給付金の支給」「家計改善支援」「就労準備支援」など、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。 (36ページ 図5参照)

⑥ 福祉関係施設と地域住民との交流

高齢者、障害のある人の施設等において、地域住民と施設利用者との交流が図られるよう、施設の祭りや地域の祭りなどのふれあいの場づくりを支援します。

実施事業	事業概要
地域福祉活動活性化事業 (障害者福祉推進事業)	地区社会福祉協議会が実施する施設訪問、施設との共催事業、障害者世帯への生活支援活動などに対し支援します。

## 施策の方向3 地域福祉の場づくり

### 〈めざす方向〉

地域福祉活動を円滑に推進していくため、地域で活動拠点となる場の確保を進め、活動の場を形成・維持していくとともに、交流や情報交換の機会をつくります。公共的施設については、その特性を活かしながら地域福祉のために有効に活用していきます。

### 施策1 地域福祉活動拠点の整備

#### ① 地域福祉活動の場づくり

既存施設や空き店舗などを活用した地域住民の運営による地域福祉活動の場づくりを進めます。地域福祉活動の場は、あくまで住民の意思を尊重し、住民の要望に応じて整備し、住民の運営（ボランティア、NPO法人を含む）によることを基本とします。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域住民が主体となった生活支援や介護予防サービスの充実を図るため、地域の多様な機関と連携し、高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。 (37ページ 図6参照)

#### ② ボランティアの交流、情報交換の場づくり

ボランティアの活動範囲や分野等が多岐にわたっていることから、他のボランティア活動の状況を把握し、ボランティア同士がつながるためのきっかけや情報交換の場づくりを進めます。

実施事業	事業概要
ボランティア交流会 開催事業	市民やボランティアセンター登録者を対象に、ボランティア活動に関する意見交換、情報提供、活動事例の紹介等を通じて交流を行います。

#### ③ 地域福祉の拠点づくり

高齢者、障害のある人、子育て中の家族など、誰もが気軽に集える場づくりを進めます。また、それにより潜在ニーズを早期に発見するための地域づくりやネットワークづくりを図ります。

実施事業	事業概要
地域食堂等支援事業	地域食堂（子ども食堂を含む）を実施している団体等を対象に交流会を開催します。また、活動費の支援を行うとともに、他の民間助成金や食材の寄附等の情報を提供します。

**施策2 公共的施設の有効活用**

① 総合社会福祉センターなど公共的施設の活用

地域の福祉活動やボランティア活動の推進、高齢者の生きがいや仲間づくり活動等を支援するため、既存の公共的施設を有効活用します。

実施事業	事業概要
総合社会福祉センター 運営事業	地域社会の福祉の増進と市民生活の向上を図るため、福祉団体等の活動の場として利用します。
婦中社会福祉センター 運営事業	市内60歳以上の方々に、入浴と憩いの場を提供し、仲間づくりを支援するとともに、利用者を対象に各種教室等の開催を推進します。

## 基本目標Ⅲ

# 安心して自分らしく暮らせる地域づくり



### 施策の方向1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり

#### 〈めざす方向〉

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスを必要とする人が良好な福祉サービスを利用できるよう、適切な情報提供や相談支援を行うとともに、住民のニーズに合った福祉サービスの確保に努めます。

また、認知症や障害などにより財産の管理や日常生活、福祉サービスの利用に支障が生じた場合に、その人の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に取り組みます。

#### 施策1 情報アクセシビリティの向上

##### ① 支援を必要とする人への情報発信やサービス利用に結びついていない人への対応

福祉サービスの情報を誰もが十分に取得、利用できるよう、広報紙のほか、ホームページやSNSなどの活用にも努めるとともに、各種団体の行事や会議など、様々な機会を通じて情報を発信します。また、必要な福祉サービス情報を把握できていない人やサービス利用に結びついていない人にも行き届くよう、わかりやすい情報提供に努めます。情報提供を行う中で、専門的な支援が必要だと認められる場合には、適切な支援機関につなぎます。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 広報活動普及事業 (福祉サービスの情報発信)	ホームページやSNS、市広報とやま、マスメディア、パンフレットを活用し、福祉サービスの情報を市民に発信します。 (32ページ 図1参照)

##### ② 支援者等への情報提供

支援を必要とする人に直接かかわる民生委員（主任児童委員を含む）や介護支援専門員のほか、地域包括支援センター、基幹相談支援室など福祉の専門職にも福祉情報を提供します。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 福祉の講師派遣事業 (支援者向け)	社協の事業を中心に、その他の関連する福祉サービスや制度も含めて理解してもらうことを目的に、専門職に対して職員を講師として派遣します。 (33ページ 図2参照)

## 施策2 福祉サービス事業の充実

### ① 指定管理者制度の活用

指定管理者制度を活用し、市の施設を活用しながら効果的な施設運営や住民のニーズにあったいきがいきづくり教室を開催します。

実施事業	事業概要
大沢野高齢者いきがい工房事業	市内に居住する60歳以上の方を対象に、ものづくりを通して健康やいきがいを高める各種教室を開催します。

### ② 福祉サービスの質の確保

介護保険や障害福祉サービス等、生きがい・健康づくりなど様々な福祉サービスのニーズは多様化しています。福祉サービスを必要とする人が良好なサービスを利用できるようにしていきます。

実施事業	事業概要
高齢者移送サービス事業	65歳以上の方で、日常的に車いすを利用されている方、中山間地などにおいて公共交通機関を利用できない方を対象に、病院や社会参加などの外出時に車両を運行します。
お買物バス事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者世帯などで公的サービスを受けられず、買物に不便を感じている方を自宅から最寄りの買物先まで送迎し、買物時の見守り等の支援をボランティアが行います。
介護認定調査事務事業	認定調査員が自宅を訪問し、介護を必要とする方の心身の状態や介護の状況を公正中立な立場で調査します。
福祉機材貸出事業 (介護用具の貸出)	一時的な退院等で車いすや歩行器などが必要となった際に介護用具を貸し出します。
福祉用具サポート事業	不要になった福祉用具等の有効活用を目的に、必要とされる方への情報提供と仲介を行います。

## 施策3 権利の擁護

### ① 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や障害のある人が地域で自立して暮らし続けるために、今後ますます必要性が高まると考えられることから、事業の一層の周知と生活支援員の確保に努め、利用の促進を図ります。

実施事業	事業概要
日常生活自立支援事業	日常生活に不安のある高齢者や障害のある人が、自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や金銭管理を多機関と連携して支援します。

#### 施策4 成年後見制度の利用促進

##### ① 成年後見制度や権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

福祉サービスの適切な利用の促進・成年後見制度の利用促進体制を整備することを目的に、とやま福祉後見サポートセンターを中核機関として位置づけ、協議会を設置し地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の利用促進体制の強化・拡充に努めます。

あわせて講演会などで、地域住民に対して成年後見制度や権利擁護支援への理解を深めます。

また、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、身寄りのない人や身寄りがない人も頼れない人を社会全体で支えていく体制の必要性が高まると考えられることから、本人の意思尊重の観点からも、早期の本人申し立て支援や判断能力が低下する前の段階からの任意後見制度の利用について啓発します。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 福祉後見サポート事業 (中核機関の機能)	地域連携ネットワークの機能・役割を発揮・発展できるように成年後見推進協議会を運営するとともに、成年後見制度の広報・啓発、相談、利用促進、後見人等支援を行います。 (38ページ 図7参照)

##### ② 本人と成年後見人等の支援体制の充実

本人の意向や状況を踏まえ、各専門職団体等と連携しながら受任者調整を行い、専門職後見人のほか、市民後見人や法人後見など、適切な後見人候補者を検討します。また、本人らしい生活を継続していくためには、本人の状況に応じた課題解決に取り組める後見人等が重要であることから、多様な担い手の把握や確保、連携に努めます。

なお、支援を行う中で、それぞれの専門分野以外で生じる課題に対して後見人等が孤立することないように、医療、福祉、法律、金融等の専門職からの助言が受けられる場を調整し、支援者をサポートする相談支援体制を充実します。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 福祉後見サポート事業 (受任者調整会議の開催と後見人等の支援)	受任者調整会議を開催し、適切な後見人候補者の検討や後見人等の多様な担い手の把握や確保、後見人等の支援チーム会議の開催を行います。 (38ページ 図7参照)

##### ③ 市民後見人の活躍推進

市民後見人は、社協の養成講座などにより、一定の知識や技術を身につけた専門職や親族等ではない地域住民であって家庭裁判所によって後見人等として選任されています。本人と同じ目線で考えて寄り添う支援が期待できる市民後見人について幅広く周知します。中核機関の受任者調整により選任される事例を積み重ね、市民後見人の活躍の場の拡大を図ります。

実施事業	事業概要
<b>重点</b> 福祉後見サポート事業 (市民後見人の育成と充実)	市民後見人育成のため講座を開催するとともに、多くの市民後見人が活躍できるような仕組みづくりを行います。 (38ページ 図7参照)

## 施策の方向2 人にやさしいまちづくり

### 〈めざす方向〉

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、誰もが移動、利用しやすい生活基盤が必要となることから、あらゆる人に配慮したまちづくりが求められます。公共的施設や道路などのユニバーサルデザインを通して高齢者や障害のある人、配慮が必要な人の理解や、生活困窮者等への住宅の確保など、暮らしの全般にわたる環境整備や合理的配慮への情報提供を推進します。

また、今後ひとり暮らし高齢者が増えることから、地域住民が孤立しない・させない地域の仕組みづくり（まちづくり）が必要であり、地域住民とともにその仕組みを考えながら、必要に応じて社会資源の開発も行っていきます。

さらにデジタル技術を活用して、地域住民の困りごとや地域における課題の解決を図り、誰一人取り残すことのない便利で安心して暮らせるまちをめざします。

### 施策1 ユニバーサルデザインの推進

#### ① 心のバリアフリーの推進

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです（「ユニバーサルデザイン2020行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」より）。あらゆる人に配慮した、人にやさしいまちづくりを進めるため、施設のバリアフリー化とともに、高齢者や障害のある人、配慮が必要な人の困難を自らの問題として認識し、心のバリアフリーを推進します。

実施事業	事業概要
<div style="background-color: #444; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">重点</div> 福祉の講師派遣事業 （住民向け）	高齢者や障害のある人への福祉への理解や関心を深め、心のバリアフリーを推進することを目的に、市内の学校、地域の各種団体、企業等へ、障害者団体やボランティア団体、社協職員などを講師として派遣します。 （33ページ 図2参照）

### 施策2 安心して暮らせる住まいの確保

#### ① 住まいに課題を抱える人への横断的な支援

生活困窮者や高齢者、障害のある人、子育て家庭などのうち、生活や住宅に配慮を要する人の生活の安定や住まいの確保、自立の促進に向けて、市と情報共有や連携に努めます。

実施事業	事業概要
<div style="background-color: #444; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">重点</div> 生活困窮者自立支援事業 （住居確保給付金）	離職又はやむをえない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方に、家賃相当分の給付金を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援や居住支援法人との連携等を通じて、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。 （36ページ 図5参照）

### 施策3 スマートシティ政策の推進

#### ① デジタル格差の解消

デジタル技術を活用した施策を進めていくにあたり、情報通信技術を利用できる人と利用できない人に格差が生じることが懸念されることから、デジタル格差の解消に向けた取り組みの推進に努めます。

実施事業	事業概要
わくわくスマホ教室	高齢者が学生ボランティアからスマートフォンの基本的な使い方を学ぶことでデジタル格差の解消を図ります。
ボランティア講座開催事業 (IT支援ボランティア養成講座)	パソコンやスマートフォンなど操作のスキルを活かして、視覚障害者の支援に携わるボランティアを養成し、障害者理解、視覚障害者の社会参加や自立の促進を図ります。

図1

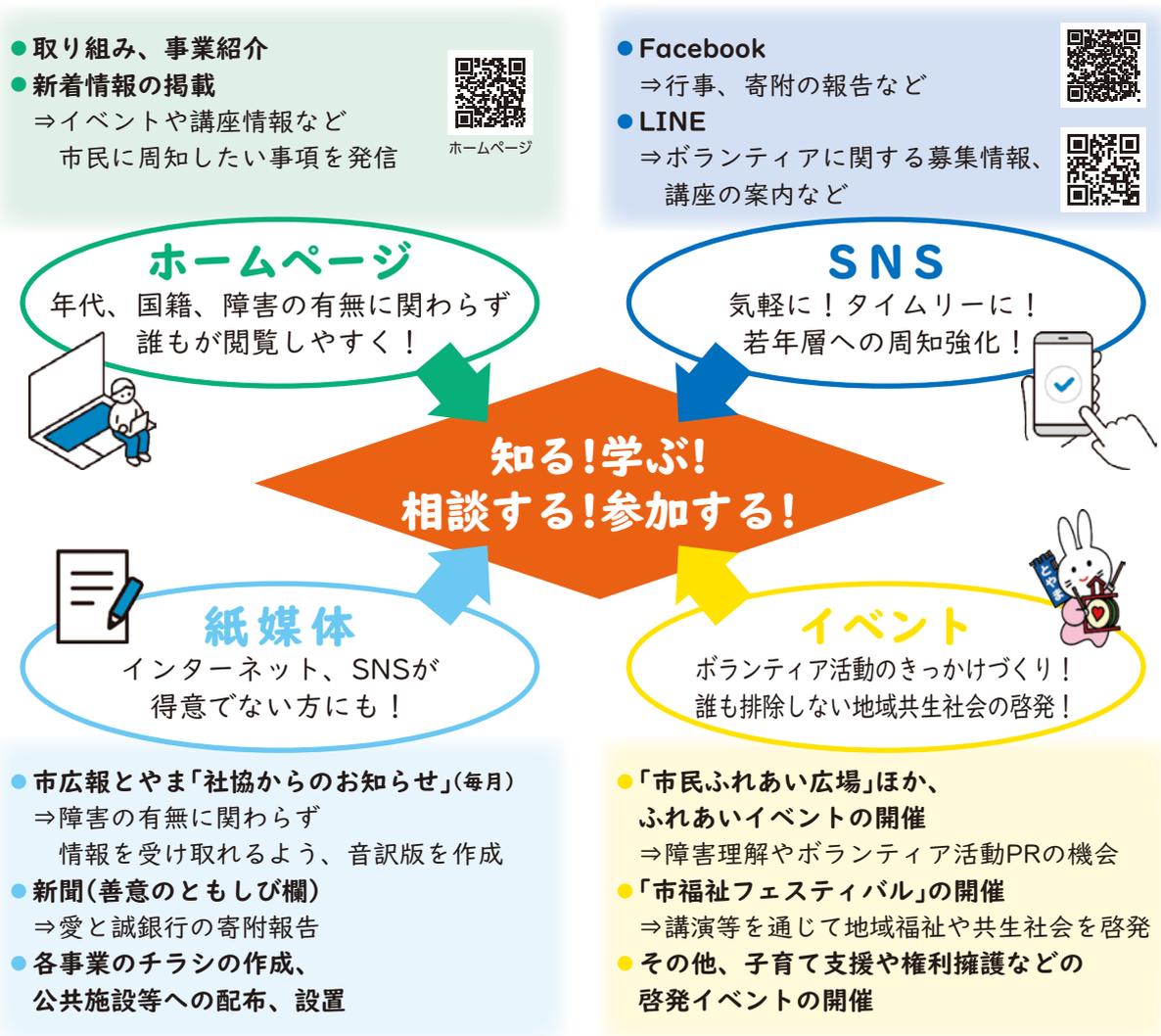
## 広報活動普及事業

(地域福祉の啓発) (ボランティア) (福祉サービスの情報発信)

### 【事業概要】

ホームページやSNS、市広報とやま、マスメディア、パンフレットを活用し、事業の紹介やボランティア、地域福祉活動に関する情報などを掲載して市民に情報を発信します。

### 《広報活動のイメージ図》



### 【5年間で目指すこと】

1. 市民に親しみやすいホームページ (リニューアルの検討)
2. 情報発信ツールの拡大検討
3. 災害時の情報発信として、ICTの効果的な活用
4. 多様性を尊重し、多言語や障害に配慮した情報提供  
こうした取り組みを充実させ、福祉を身近に感じられるように『広報力』を高め、ボランティアや地域福祉活動にかかわる『人口』の拡大を目指します。

図2

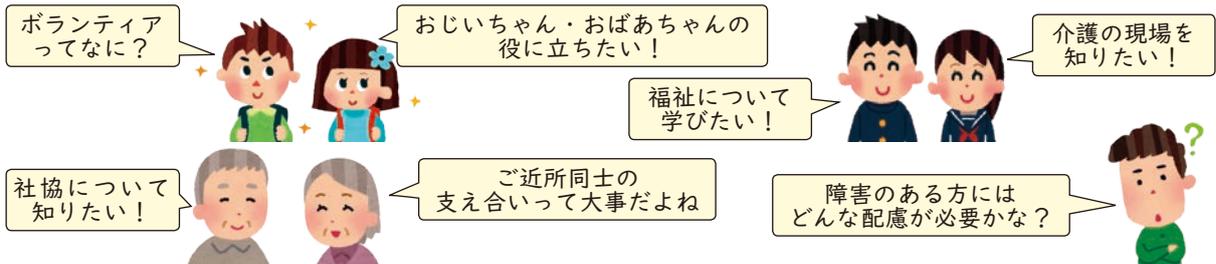
## 福祉の講師派遣事業

(住民向け) (学校向け) (支援者向け)

### 【事業概要】

福祉への理解と関心を深めてもらうことを目的に地域の団体や企業、学校などへ福祉の講師（障害のある人やボランティア団体、社協職員など）を派遣します。

### 《心のバリアフリー推進のイメージ図》



### 講座の例

車いす体験、高齢者疑似体験、点字・手話・盲導犬ってなあに？、介護の職場について、福祉推進員について、ケアネット活動について、ボランティア活動について、日常生活自立支援事業について、成年後見制度について 等

### 福祉への理解・関心の推進

高齢や障害への負のイメージを植え付けるのではなく、どのような配慮があればよいか、自分にできることはなにか、考える機会になります

### 幅広い世代への福祉教育の推進

地域の状況やさまざまな課題について学び・考える機会をつくり地域の福祉力を高めます



### 【5年間で目指すこと】

1. 幅広い世代への福祉教育の推進を行い、福祉について考える・携わる「担い手」を増やすことで、社会のバリアを解消して心のバリアフリーを推進します。
2. 団体（障害・ボランティア等）や施設、企業と連携・協働して、それぞれの得意分野を活かし、市民のニーズに応じた新しいメニューを開発します。

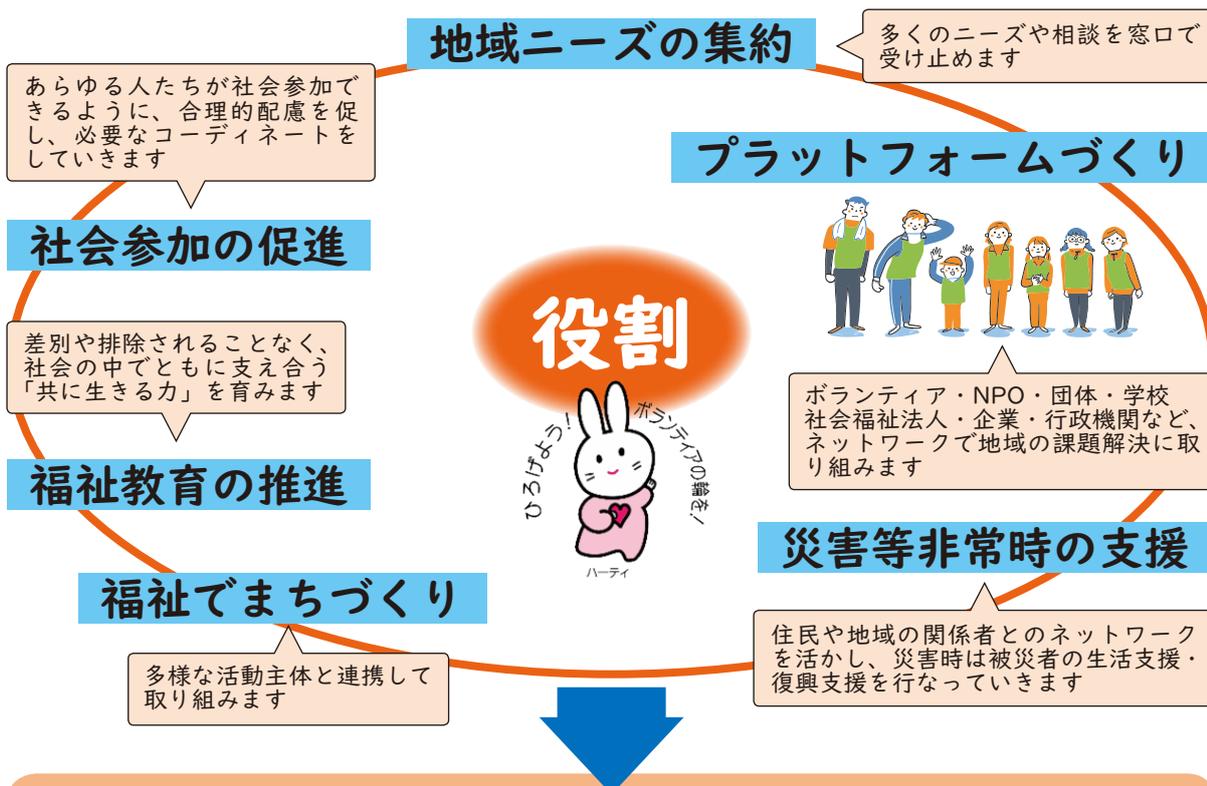
図3

## ボランティアセンター運営事業

### 【事業概要】

ボランティアしたい人や必要とする人の相談に応じ、コーディネートを行い、ボランティアに関する研修会や講演会の開催、助成金の情報提供など、ボランティア活動を支援します。また、災害時には富山市災害ボランティアネットワーク会議と協力して、災害ボランティアセンターを設置します。

### 《役割と取組みの広がりイメージ図》



## 役割を最大限に活かし、地域の「支え合う関係」やつながりの再構築を基盤に…

- ⇒誰もがボランティア活動ができる環境を整えます
- ⇒制度や事業の枠組みにとらわれず、柔軟で迅速に対応します
- ⇒地域生活課題を解決するために新しい社会資源（居場所やプログラム）を開発します
- ⇒ボランティアの楽しさやおもしろさを伝えていきます
- ⇒既存資源で対応できなくても、受け止め、解決策を探ります

### 【5年間で目指すこと】

1. 地域に開かれたふくしのフロントとして、住民が相談しやすく入りやすい『窓口』、わかりやすく見えやすい『看板、顔』、制度や事業の枠組みにとらわれず、地域生活課題にも柔軟・迅速に取り組み、新しい領域を開拓していきます。
2. 地域の「支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤に、関係機関との連携の枠をさらに広げて、誰もがボランティアとして活躍できる地域社会、誰も排除しない共生社会を創造します。

図4

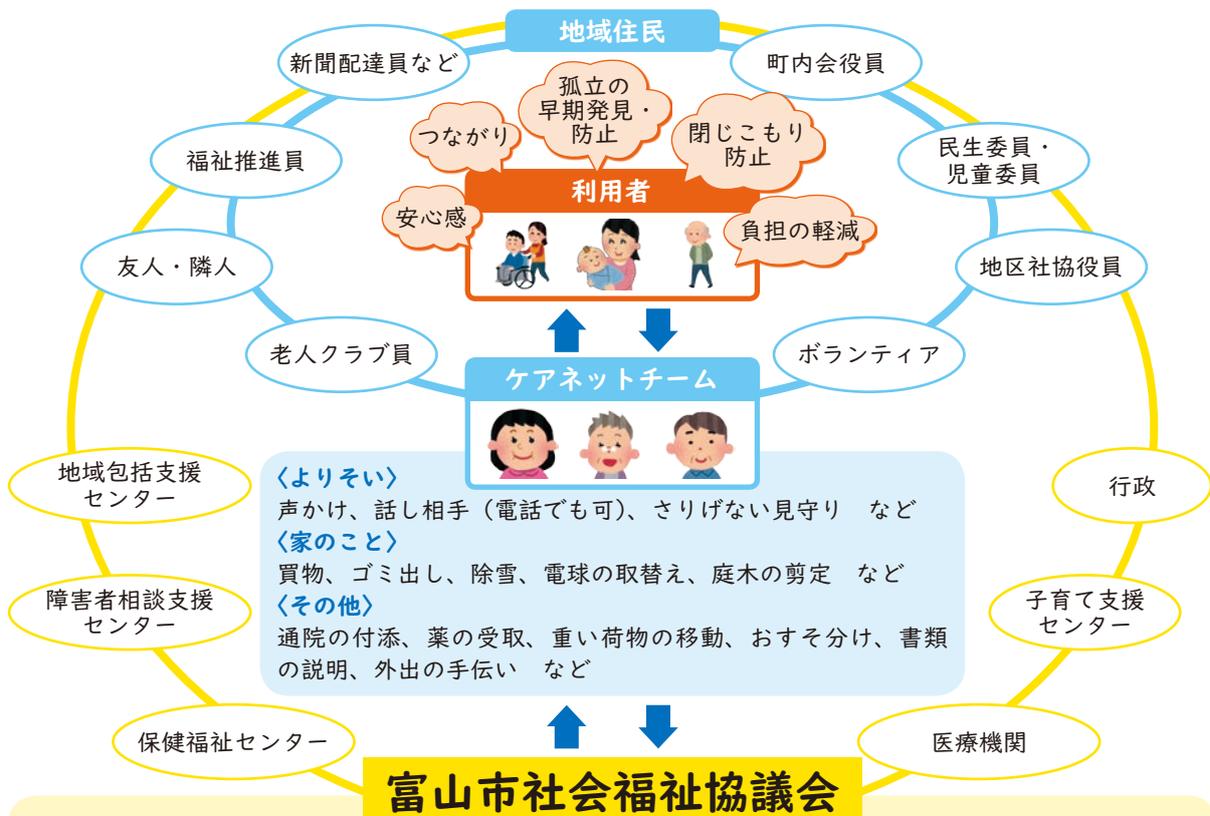
## 地域総合福祉推進事業

(ケアネット事業)

### 【事業概要】

ケアネット活動とは、さまざまな福祉課題を抱えて生活している世帯に対して、地域住民がケアネットチームを作り、見守りや軽易な生活支援を行う、現代版「向こう三軒両隣」のつながり・支え合いの活動です。富山市社協では、専門職や関係機関と連携・情報共有して地域のケアネット活動を支援しています。

### 《活動のイメージ図》



#### 〈個別支援〉

- 住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるように、関係機関と連携しながら、一人ひとりの生活や想いに寄り添った支援を行います。

【関連事業】 生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、福祉後見サポート事業 など

#### 〈地域支援〉

- 地域住民の方々の支援の輪をサポートし、関係機関と連携しながら、地域のみなさんと共に住みよいまちづくりに取り組んでいきます。

【関連事業】 生活支援体制整備事業、ふれあいサロン普及事業、いきいきクラブ事業 など

### 【5年間で目指すこと】

1. ケアネット活動等、支え合い活動に取り組む地区に対するサポート機能を強化するため、社協職員一人ひとりが支援調整機能を十分に発揮し、組織内の担当の枠組みを越えて、個別支援と地域支援の一体的な取り組みを進めていきます。
2. 地域の支え合い活動等、新たなサービスを検討し、既存の社会資源の有効活用を図るとともに、専門職や関係機関と連携、情報共有を進め、住民主体の取り組みを柔軟に支援していきます。

図5

## 生活困窮者自立支援事業

(自立相談支援機関) (住居確保給付金)

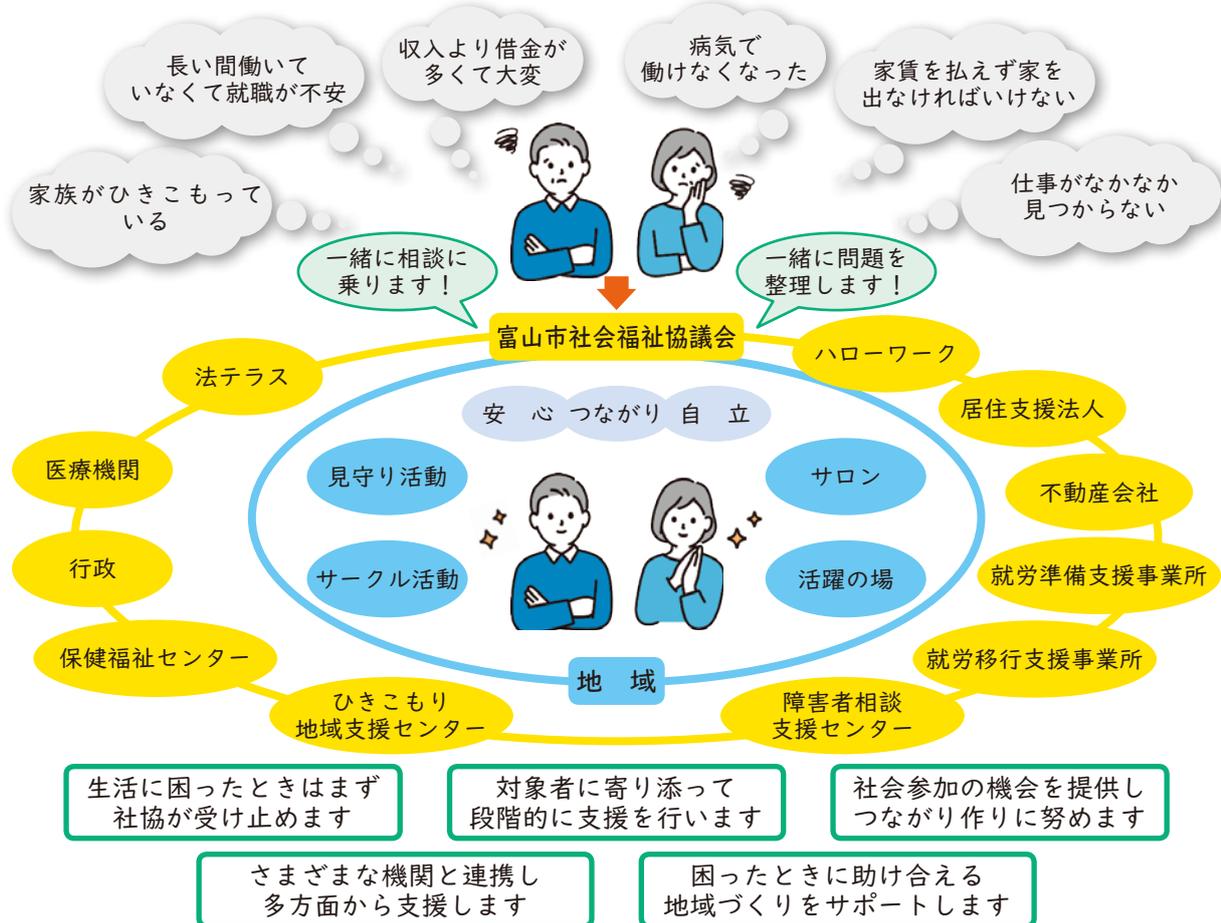
### 【事業概要】

最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）への支援を行っています。

本事業は、重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業に位置付けられており、経済的な問題だけでなく、さまざまな問題（健康面や障害、家庭など）を抱えている生活困窮者に対し、一人ひとりの状況に合わせた包括的な相談支援を実施するものです。

また、長く失業している方、ひきこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、これまで制度の狭間で支援を受けられなかった複合的な問題を抱えた方も対象となります。

### 《相談・解決のイメージ図》



### 【5年間で目指すこと】

1. 生活困窮者の尊厳の確保に配慮し、複合的な生活課題を有する生活困窮者の相談ごとをワンストップで受け止め、伴走するように寄り添いながら、生活困窮状態からの早期脱却を図ることができるよう支援していきます。
2. 生活困窮者支援を通じた地域づくりとして、早期発見や見守りのための地域ネットワークを構築し、生活困窮者が社会とのつながりを実感できるよう、関係機関と連携し、参加の場や機会を広げる支援を行っていきます。

図6

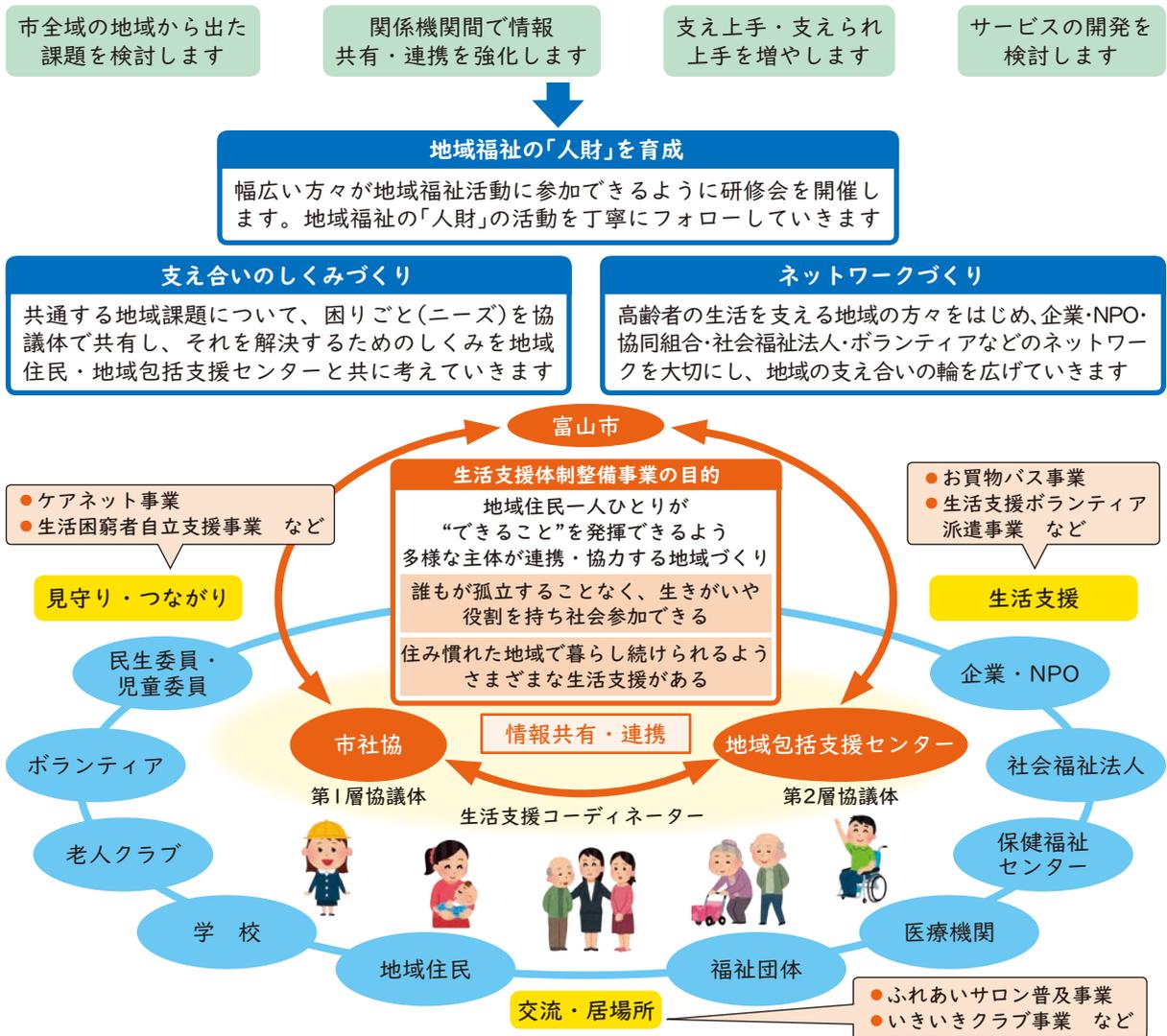
## 生活支援体制整備事業

### 【事業概要】

日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター」と「協議体」を配置して、地域における支え合い活動を、「地域の視点（住民を中心とした多様な主体）」で推進することで、高齢者の生活支援・介護予防の体制づくりを進めるものです。

また、本事業は令和4年度から「重層的支援体制整備事業」にも位置付けられており、高齢者のみならず、障害や子ども、生活困窮といった属性・世代を問わない地域づくりも進めています。

### 《役割と取組みの広がりイメージ図》



### 【5年間で目指すこと】

1. 高齢化・担い手不足が進む中で、コミュニティの強化を進めるため、地域の福祉活動やボランティア活動に携わる、新たな担い手の発掘・養成を行っていきます。
2. 高齢者だけでなく、子ども、若者、障害のある方、子育て中の世帯、経済的に困窮している方、生きづらさを抱えている方など、様々な状況にある方にとって暮らしやすい地域づくりを進めるため、住民主体による多様な活動を支援して持続可能な社会を築いていきます。

図7

## 福祉後見サポート事業（とやま福祉後見サポートセンター）

（中核機関の機能）（受任者調整会議の開催と後見人等の支援）（市民後見人の育成と充実）

### 【事業概要】

とやま福祉後見サポートセンターとして、判断能力が十分でない高齢者や障害者の生活の安定と利益の保護を図るとともに、その親族の不安解消のため成年後見制度の利用を促進します。さらに中核機関として制度の普及・啓発、市民後見人となる人材の育成や後見活動の支援、地域連携ネットワーク構築などを行うことにより、支援を必要とする人たちの権利と尊厳を守り（権利擁護）、地域社会でその人らしい生活を継続していきけることを目指します。

### 《役割と取組みのイメージ図》



### 内 容・機 能

<b>①広報・啓発</b> 出前講座の開催、ホームページ掲載、啓発用リーフレットの配布など	<b>②相談機能</b> 窓口での相談、専門職による相談会の開催など	<b>③利用促進機能</b> 親族等による申立て手続き支援、市民後見人養成基礎講座、成年後見講演会の開催など	<b>④後見人等支援機能</b> 親族後見人等からの相談支援、後見人等支援チーム会議、成年後見推薦協議会の開催など
--------------------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------



支援を必要とする人が、住み慣れた地域で本人らしく生活できるように…

### 【5年間で目指すこと】

1. 地域住民が身近な制度と感じるような広報・啓発活動
  2. 地域住民や専門職がすぐ相談できる環境や体制づくり
  3. 親族等申立て手続きの支援や市民後見人の養成と受任後の活動支援
  4. 親族後見人の活動バックアップ
- こうした取り組みを充実させ、地域の見守りの目を増やしていくことや福祉だけでなく法律や医療の専門職と連携し、地域連携ネットワークの充実を目指します。

## 1 推進体制

地域福祉の主役は、地域住民一人ひとりです。自分たちの住む地域を住民同士が支え合い、助け合うことのできる理想の地域に近づけていくためには、市や関係機関の取り組みに加え、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあります。それらに対応していくためには、その地域のボランティア、NPO法人、社会福祉法人、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉団体などの取り組みも必要となり、これらも重要な地域福祉の担い手となります。

この計画の推進に当たっては、上記の地域福祉を担う主体それぞれが相互に連携を図り、力を合わせていくことにより計画の効果的な推進を図ります。

### (1) 地域住民の役割

地域住民は、自身の暮らしや健康を気かけるとともに、地域福祉の担い手の一人として、地域や福祉に関心を持つことが重要です。そのためには、日頃から地域の人たちとのあいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築くとともに、地域で起こっている問題を住民自らが考え、住民同士で話し合う場をつくっていくことが求められます。

また、ボランティア等の社会貢献活動や各種募金、福祉団体等への寄附など助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

### (2) 地域活動団体の役割

地区社会福祉協議会や自治会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア団体、NPO法人など、地域を基盤とし活動している団体は、地域の中にある課題を発見し、共有するとともに、連携しながら解決していくことが重要です。

また、地域のイベント開催や交流をとおして、住民が地域福祉に関心を寄せてもらうための機会づくりや福祉活動への積極的な協力が期待されます。

### (3) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業などの他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。高齢者、障害のある人、子育て世帯、生活困窮世帯等への支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援、また、それぞれの法人の強みをいかした地域における公益的な取り組みの実践を通じて、地域活動団体と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

### (4) 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する中核的な団体として、住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉団体・NPO法人などの幅広い関係者の参加・協力を得て、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けられるまちをめざし、相談支援や福祉サービスを提供するなど、様々な活動を行っています。

また、地域住民や各関係団体と行政とのコーディネート役としての機能を担い、地域福祉に関わる人々や団体などが集い、地域の課題を解決するための「連携・協働の場」(プラットフォーム)となることで、地域福祉を強かに推進していきます。

## 2 計画の周知・普及

地域福祉を推進するうえで、計画のめざす方向性や取り組みについて、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人だけでなく、計画に関係するすべての人や組織が、共通理解を持つことが必要です。

そのため、市社会福祉協議会のホームページや市の広報紙などを通じて、地域住民、関係団体・機関へ周知し、普及に努めます。

## 1 地域福祉懇談会における意見や要望について

### (1) 高齢者に関すること

- ・高齢者が参加しやすい場を作る事が必要と考える。
- ・長寿会に入会する人が少ない原因は、60～70代の興味・関心が薄れているのではないか。

### (2) 障害のある人に関すること

- ・障害への理解、地域のネットワークづくりをすすめ、みんなが負担にならないやり方で地域の支え合いについて検討している。
- ・様々な人（車いすの人等）が公民館等で地域行事に参加できるよう、バリアフリー化が求められている。

### (3) 子ども・子育てに関すること

- ・子どもたちに多様性を考える機会を増やしてあげたい。
- ・子育て世代に目を向け、親子で地域に関わる機会を増やし、地域と繋げていくようにしていきたい。
- ・新たにヤングケアラーに目を向けて活動していきたいと考えている。

### (4) 避難行動要支援者に関すること

- ・災害に対処するための人員確保をしたいが、高齢者ばかりで困惑している。
- ・災害時、自治振興会、自主防災組織等と連携し、高齢者や子どもたちが無事に避難できるような体制をつくりたい。

### (5) 地域支援者に関すること

- ・地域活動に無関心な人が多い。
- ・地域の人づくり、人集めは課題であり、各種団体の理解・協力が必要。
- ・地域福祉の新たな担い手や地域リーダーの発掘・育成が課題である。
- ・生涯、福祉の心を学び続ける福祉教育を体系的に整えることが必要。
- ・リーダー一人が責任を負うのではなく、複数で関わり役割を分担出来るようにする。
- ・「自分たちの地域は自分たちで」を合言葉が、10年、20年後当たり前と言える地域を目指したい。

## (6) 生活・交通に関すること

- ・買い物、受診などの移動について、コミュニティバスや移動販売がある中で、それでも不安を感じる人たちがいる。高齢者の移動手段の課題について、住民の要望を聞きながら支援に取り組んでいる。
- ・地区社協活動を進める上で開催場所や会場までの移動が課題であり、今後、地域の社会福祉法人と連携を図っていきたい。

## (7) 行政に関すること

- ・「高齢福祉推進員」は、地域共生社会を目指す観点から、庁内の垣根を超えて子どもから高齢者、障害者までを対象とするものにしてほしい。
- ・地域振興・活性化を担う中堅世代の地域福祉の学習の機会を行政が牽引しなければいけない時代が来ている。
- ・「地域福祉の心」を関係者と地域住民に伝え、次世代へつなげていく視点が大切であり、市や市社協も強かにバックアップして欲しい。

## (8) その他

- ・役員を後任へ引き継げない。地区社協の事務局作業が煩雑であることが原因ではないか。
- ・SDGs勉強会を開催し、理解を深めていきたい。
- ・社会的活動において、基本語彙にカタカナ語が多く分かりにくい。



## 2 富山市指標

項目		単位	数値	
			R6.12末現在	
世帯数		世帯	186,736	
人口		人	403,757	
	14歳以下人口	人	44,642	
	15歳以上64歳以下人口	人	236,966	
	65歳以上人口	人	122,149	
高齢化率		%	30.25	
町内会数		町内	1,418	
地区社協数		地区	80	
民生委員・児童委員数		人	891	
身体障害者手帳所有者数		人	16,572	
療育手帳所有者数		人	3,454	
精神障害者手帳所有者数		人	4,324	
要支援者数	3月末現在	人	5,858	
要介護者数		人	19,103	
地域包括支援センター		か所	32	
保健福祉センター		か所	7	
子育て支援センター		か所	16	
保育所・保育園		か所	34	
認定こども園		か所	73	
小学校数		校	63	
中学校数		校	25	
ケアネット	実施地区	9月末現在	地区	39
	利用者		人	647
	チーム数		チーム	496
	活動者数		人	1,383
福祉推進員	設置地区	3月末現在	地区	52
	人数		人	1,041
サロン数	地域包括支援センター		サークル	420
	単位老人クラブ		サークル	142
	地区社協	3月末現在	か所	268

### 3 計画策定の経過

年 月		内 容
令和6年	4月	職員によるワーキンググループ（3グループ）の設置及び リーダー会議
	5月	・第3次地域福祉活動計画（前計画）の評価 課題の抽出や取りまとめ 見直し事業の検討
	6月	・第4次地域福祉活動計画（新計画）素案の検討 新計画の体系の検討 見直し事業、重点事業、新規事業の検討 富山市地域福祉計画との整合等
	7月	『第1回地域福祉懇談会（前期：7/9～8/6）』の開催 （11会場 参加者216人）
	8月	・第4次地域福祉活動計画策定に向けて 富山市地域福祉計画（概要版）の配布 地域における活動について意見交換・情報交換
	9月	『第1回地域福祉活動計画策定委員会の開催』（9/25） 新計画の素案の説明・協議
	10月 11月 12月	・第4次地域福祉活動計画策定・推進に向けての勉強会 （11回）
令和7年	1月	
	2月	『第2回地域福祉活動計画策定委員会』の開催（2/14） 新計画の原案の説明・協議
	3月	『市社会福祉協議会第92回理事会』に提案 『令和6年度3月評議員会』に提案

## 4 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富山市における地域福祉の推進を目的とする地域福祉活動計画を策定するため、富山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 総合的、体系的な地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他、富山市社会福祉協議会長（以下「市社協会長」という。）が必要と認める事項。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者から11名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動関係者
- (3) 高齢者分野の関係者
- (4) 障がい者分野の関係者
- (5) 子ども分野の関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 前各号に掲げるほか、市社協会長が必要と認める者

2 委員会の委員は市社協会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、委員長は会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、富山市社会福祉協議会地域福祉課が行う。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、市社協会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

## 5 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 【敬称略】

〈委員数 11人〉

(任期：令和6年9月1日～令和7年3月31日)

NO	構成	氏名	所属等
1	学識経験者	◎関 好 博	富山短期大学健康福祉学科 教授
2	地域活動分野	山 口 吉 弘	市社会福祉協議会副会長
3	〃	秋 本 美 孝	市自治振興連絡協議会副会長
4	〃	○森 田 幸	市民生委員児童委員協議会副会長
5	〃	小 島 伸 也	市社会福祉法人連絡協議会会長
6	高齢者分野	金 山 圭 子	市老人クラブ連合会副会長
7	〃	野 口 雅 司	市地域包括支援センター連絡協議会会長
8	障がい者分野	小 中 栄 一	市身体障害者福祉協議会副会長
9	子ども分野	池 館 竜 一	市認定こども園協議会会長
10	行政関係者	田 近 淳	市福祉保健部福祉政策課課長
11	そ の 他	入 江 真 理	市ボランティアセンター運営委員会委員

◎委員長

○副委員長

## 6 用語解説

### あ行

#### アウトリーチ

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けるため、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

#### SNS [Social Networking Service]

人と人のつながりの促進をサポートするコミュニティ型の会員制のサービスのこと。

#### NPO法人⇒特定非営利活動法人

(法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができる。)

### か行

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定者等の相談に応じ、要介護認定者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険証等との連絡調整を行う人。

### 協働

協力して働くこと。この計画は、市民・地域活動団体・社会福祉法人・社会福祉協議会・市が協働して推進することとしている。

### 権利擁護

認知症の高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人などの判断能力が低下した方でも適切な自己決定や選択ができるようにするとともに、福祉サービスを利用しようとする人が安心してサービスを受けられるようにすること。

### 合理的配慮

障害のある人から社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

### 高齢福祉推進員

市の委嘱により、ねたきりやひとり暮らし高齢者などで擁護を必要としている人が地域で安心して生活できるよう、家庭を訪問して孤独感の解消や安否の確認などを行い、日常生活を通じて在宅福祉サービスの利用促進等に努める地域ボランティアをいう。

### コミュニティ

住民の相互作用によって自然発生的に生まれたもの。地縁や血縁とは異なった市民や住民の意志的なつながりとされる。何らかの意味で共同生活を営む人びとの集まりを指す。

## さ行

### サロン

高齢者や子育て中の親子と住民が、それぞれの興味や関心にあわせたレクリエーション、おしゃべり、食事会など、楽しいひと時を過ごす交流の場。閉じこもりや孤立の防止が期待できる。高齢者を対象とする「ふれあいいきいきサロン」と子育て支援のための「ふれあい子育てサロン」がある。

### 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社やNPO法人など様々な法人その他の団体に包括的に委ねることができる制度。

### 情報アクセシビリティ

アクセシビリティは、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳される。年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報通信アクセシビリティ」が求められている。

### スマートシティ

ICT（情報通信技術）等の新技术を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題を解決し、また、新たな価値を創造し続ける、持続可能な都市や地域のこと。

### 生活困窮者

就労の状況、心身の状況などの事情により、現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人のこと。

## た行

### 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多彩な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

### 地域コミュニティ

地域をよりよくするために活動する住民同士のつながりや集まり。

### 地域食堂（子ども食堂）

地域住民などが運営し、無料または低額で食事を提供する場で公民館などいろいろな場所で開催。子どもだけに限らず、地域住民みんなでごはんを囲み、和気あいあいとした時間を過ごし、人とつながることの温かさや安心して過ごせる「居場所」のこと。

## 地域福祉

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

## 地域福祉活動計画

地域の実情を踏まえ、これからの地域福祉をどのように進めていくかを体系的に整理し、特に重点的に取り組むべき課題を中心に、社会福祉協議会が策定する計画である。

## 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で日常生活を送れるようにするため、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようとする考え方。

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。市内32か所に設置されている。

## 地域力

地域における住民や町内会・自治振興会、各種団体、事業者など様々な人が、お互いに協力し合い、自ら地域における課題を見つけ、その解決に向け活動を重ね、地域をよりよいものにしていく力。

## 地区社協（地区社会福祉協議会）

地域福祉推進への住民参加の基礎単位として、小学校区などを区域に組織化しその活動を支援している任意の団体で、日常生活圏内での地域住民の主体的な福祉活動の推進に大きな役割を果たしている。

## 中核機関

認知症などで契約など判断に迷う権利擁護が必要な人を早期に発見し、成年後見制度など適切な支援につなげられるよう、相談窓口の設置、専門職による助言、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの調整を担う中核的な機関。

## は行

### 福祉推進員

地域において、福祉に関する問題や要望を発見し、見守り・声かけ活動を展開して、地域の人たちがともに福祉のまちづくりを進めていく推進役となる地域ボランティアである。福祉推進員は、町内会単位に配置することを基本とし、地区社会福祉協議会会長等が委嘱する。

## ボランティアセンター

ボランティア活動を求めるニーズの把握やボランティア活動に必要な社会資源の確保・開発、ボランティア活動の拡大・普及を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機関。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。

## ま行

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼務する。任期は3年。給与の支給はなく、ボランティアとして活動(活動費は支給)。担当区域をもって活動する。福祉事務所の協力機関ともされている。児童福祉関係機関と区域担当児童委員との連絡役を果たす主任児童委員も存在する。

## 見守り

安否確認、孤独感の解消、地域の連帯感づくり、生活課題の把握などの役割を持つ。「小さな変化を見逃さない」関わり方が基本となる。

## や行

### ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを、子ども自身が日常的に行っている状態のこと。

## ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者、外国人など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていきこうとする考え方。障害のある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進め、例えば、施設やものをつくる時に、はじめからできるだけすべての人が利用できるようにしてこうということである。

## ら行

### 老人クラブ

会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕等の社会参加により、生きがいを高めようとする高齢者による自主的な組織。ゲートボール、歌、踊り、地域奉仕、地域交流等の活動が行われている。老人クラブの対象年齢は、多くが60歳以上としているが、長寿化に伴って対象年齢の引き上げをした所もある。



---

ささえあいプランとやま  
地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度

発行年月 令和7年3月  
発行 社会福祉法人富山市社会福祉協議会  
〒939-8640 富山市今泉83番地1  
TEL 076-422-3400  
FAX 076-491-2433

---

